

栃木県警察本部実施  
令和7（2025）年度  
県有財産売払いの  
一般競争入札参加要領

入札日：令和8（2026）年 2月24日（火）

申込期間：令和8（2026）年 1月16日（金）から  
令和8（2026）年 1月30日（金）まで

【申込み・問合せ先】  
〒320-8510  
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号  
栃木県警察本部警務部会計課施設室  
施設企画係  
TEL 028-623-3809  
FAX 028-623-3878

## 目 次

はじめに	2ページ
売払い物件について	2
入札参加資格について	2
一般競争入札による県有財産売払いの流れ	3
1 現地説明会	4
2 入札参加申込み	4
3 入札保証金の納付	5
4 入札	6
1 曜日及び場所	6
2 入札当日の受付時に必要なもの	6
3 入札の注意事項	7
5 落札者の決定	8
6 売買契約の締結	8
7 売買代金の支払・所有権の移転	9
1 売買代金の支払	9
2 所有権の移転	9
8 所有権移転登記	9
9 入札に関する注意事項	10
10 物件に関する注意事項等	10
入札参加申込書等の記載例	12~17
関係法令等	18~22

別添 別記様式第1号～8号

## はじめに

この「県有財産売払いの一般競争入札参加要領」には、今回の入札にあたり必要な手続や注意事項等が記載しております。

入札に参加される方は御一読いただき、内容を十分に御理解、御承諾の上、入札に参加くださいますようお願いします。

### 売払い物件について

今回の入札で売払いを行うのは、以下の物件です。物件の詳細については、「**物件調書**」を御覧ください。

物件番号	土地の所在	地目	地 積	最低売却価格	備考
1	足利市福居町字裏地 106 番9外	宅地	279.09 m <sup>2</sup>	5,470,000 円	建物付
2	下野市小金井字下原 3009 番19	宅地	91.56 m <sup>2</sup>	4,470,000 円	
3	日光市野口 628 番3外	宅地	350.40 m <sup>2</sup>	3,780,000 円	

### 入札参加資格について

入札に参加するためには、**事前に申込みが必要**となります。

なお、入札は、個人でも法人でも参加できますが、次のいずれかに該当する場合は参加できません。

- (1) 「地方自治法」(昭和22年法律第67号) 第238条の3及び「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当する者
- (2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号) 第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者及び「県有財産(土地及び建物)売払い一般競争入札事務処理要領」の別表に該当する者
- (3) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号) 第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者

## 一般競争入札による県有財産売払いの流れ

1 現地説明会	・入札物件や入札参加に必要な手続について、現地で説明を行います。
2 入札参加申込み	受付期間：令和8（2026）年1月16日（金）から 令和8（2026）年1月30日（金）まで
3 入札保証金の納付	・令和8（2026）年2月20日（金）までに入札保証金を納付していただきます。
4 入 札	<ul style="list-style-type: none"><li>・以下の日程で入札を行います。 ①令和8（2026）年2月24日（火） <b>（会場：栃木県警察本部庁舎 2階 入札室）</b> 物件1 受付：9:30～10:00 入札開始：10:00～ 物件2 受付：10:30～11:00 入札開始：11:00～ 物件3 受付：13:00～13:30 入札開始：13:30～</li></ul>
5 落札者の決定	<ul style="list-style-type: none"><li>・入札終了後、ただちに開札し、落札者を決定します。</li><li>・県の予定価格（最低売却価格）以上の最高価格をもって有効な入札をした方が、落札者になります。</li></ul>
6 売買契約の締結	<ul style="list-style-type: none"><li>・落札者には、令和8（2026）年3月10（火）までに売買契約を締結していただきます。</li><li>・契約保証金として、契約金額（落札金額）の10/100以上の額を契約締結日までに納付していただきます。</li></ul>
7 売買代金の支払 所有権の移転	<ul style="list-style-type: none"><li>・契約締結日の翌日から20日以内に契約金額から契約保証金を差し引いた金額を一括して納付していただきます。</li><li>・売買代金以外の契約に必要な費用（収入印紙等）は、落札者の負担となりますので別途御用意ください。</li><li>・所有権は、売買代金が完納された時点で移転となります。</li></ul>
8 所有权移転登記	<ul style="list-style-type: none"><li>・所有権移転登記の嘱託（登記の申請）は、県で行います。</li><li>・登録免許税等は落札者の負担となるため、別途御用意ください。</li></ul>

## 1 現地説明会

物件の詳細や入札手続等について、現地で説明を行います。

現地説明会に参加しなくとも入札に参加できますが、物件に関する説明は受けているものとみなして手続を進めます。

### (1) 開催予定日時

物件番号	第1回	第2回
1	令和8（2026）年1月22日（木） 10:30～	令和8（2026）年1月22日（木） 13:30～
2	令和8（2026）年1月23日（金） 10:00～	令和8（2026）年1月23日（金） 13:30～
3	令和8（2026）年1月26日（月） 10:00～	令和8（2026）年1月26日（月） 13:30～

※ 説明会は現地集合（時間厳守）で実施します。30分程度の予定です。

※ 物件によっては、現地に駐車場の用意がない場合があります。

### (2) 現地説明会の参加申込み

**令和8（2026）年1月21日（水）正午まで**に、電話にて以下の連絡先までお申し込みください。なお、参加申込みがなかったときは、現地説明会を行いません。

【連絡先】 栃木県警察本部会計課施設室（施設企画係）

電話番号 028-623-3809

## 2 入札参加申込み

入札参加に当たっては、事前に申込みが必要となります。

### (1) 入札参加申込期間

**令和8（2026）年1月16日（金）から令和8（2026）年1月30日（金）まで**

### (2) 申込みに必要な書類

- ① **県有財産売払い一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書**  
(別記様式第1号)
- ② **誓約書** (別記様式第3号)
- ③ **役員等名簿** (別記様式第3号の2)   ※③は法人が入札者となる場合のみ提出

①②は、記載例(12~13ページ及び15ページ)を参考に必要事項を記入してください。

記名押印者は、入札者（落札した場合に買受人になる方）です。

なお、各書類等の押印に使用できる印鑑は、次のとおりです。

- ・**個人**が入札者（買受人）となる場合：認印で可
- ・**法人**が入札者（買受人）となる場合：代表者印（印鑑登録されている印鑑）

### (3) 申込み方法

#### ① 直接持参する場合

以下の書類提出先まで持参してください。

**受付時間：9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く）**

なお、土日祝日は、受け付けておりません。

#### ② 郵送する場合

**簡易書留**で、以下の書類提出先宛て郵送してください。

**令和8（2026）年1月30日（金）17時00分までに必着**での受付となります。

#### 【書類提出先】

〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県警察本部警務部会計課施設室施設企画係（警察本部庁舎2階）

### (4) 入札参加資格証等の送付

売りの対象者から暴力団及びその関係者を排除するため、入札参加申込者の情報を照会し、参加資格を確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。

参加資格の確認が済みましたら、**県有財産売り一般競争入札参加資格証**（別記様式第8号）と**入札保証金の納入通知書**を郵送で交付します。

## 3 入札保証金の納付

入札に参加される方は、**入札保証金を令和8（2026）年2月20日（金）までに、県が発行する納入通知書により納付**してください。

なお、この入札保証金については、その受け入れ期間に係る利子は付しません。

**入札保証金の領収書は入札当日に必要**となりますので、大切に保管してください。

物件番号	入札保証金（予定価格の5%）
1	273,500円
2	223,500円
3	189,000円

## 4 入札

### 1 日時及び場所

(1) 日 時 令和8（2026）年2月24日（火）

#### 入札受付時間及び入札開始時間

物件番号	入札受付時間	入札開始時間
1	9:30～10:00	10:00～
2	10:30～11:00	11:00～
3	13:00～13:30	13:30～

※ 入札受付時間は厳守願います。入札受付時間終了後の参加はできません。また、入札終了後、直ちに開札します。

(2) 入札受付場所 栃木県警察本部 1階ロビー (宇都宮市塙田一丁目1番20号)

入札会場 栃木県警察本部 2階入札室 ( )



### 2 入札当日の受付時に必要なもの

(1) 県有財産売払い一般競争入札参加資格証 (別記様式第8号)

入札保証金の納入通知書と併せて県から郵送されたもの（受付時に回収します）。

(2) 入札保証金の領収書 (原本及び写し (1部))

原本については、内容確認後に返却します。

(3) **委任状** (代理人が入札をする場合のみ必要) (別記様式第2号)

記名押印者は、入札者（買受人）と代理人となります。

記載例（14ページ）を参考にしてください。

**【委任状が必要になる場合の例】**

- ① 法人が入札者（買受人）として参加する場合において、当該法人の代表権を持つ  
ていない方が入札を行う場合
- ② 個人が入札者（買受人）となる場合において、本人とは別の方が入札を行う場合  
(買受人は夫であるが、入札は妻が行う場合など)
- ③ 共有による取得のため入札者（買受人）が複数になる場合（夫婦での共有を目的  
として、買受人は夫婦両名となるが、入札は夫（又は妻）が単独で行う場合など）

(4) **入札書** (別記様式第5号)

記名押印者は、入札者（買受人）又は代理人となります。

記載例（16～17ページ）を参考にしてください。

なお、押印する印鑑は、「県有財産売払い一般競争入札参加申込書」又は「委任状」  
に押印した印鑑と同じものとします。

委任状により代理人が入札する場合は、入札者の住所・氏名等を記名した上で、代  
理人が記名押印してください。この場合、入札者の押印は不要です。

(5) **筆記用具** (黒又は青インクのボールペン) ※フリクションは不可。

### 3 入札の注意事項

(1) 受付時に職員が入札参加資格証、入札保証金の領収書（原本及び写し）、委任状（代理  
人が入札する場合のみ）を確認したことをもって、入札への参加を認めることとします。  
それ以外の方は、入札に参加することができません。

- (2) 入札者（又は代理人）以外の方は、原則として入札会場への立入りはできません。
- (3) 入札を円滑に実施するため、入札者（又は代理人）は担当職員の指示に従うものとし  
ます。
- (4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格がない者のした入札

イ 県有財産売払い一般競争入札参加資格証（及び代理人が入札をする場合に添付するこ  
ととする委任状）を提出していない者のした入札

ウ 入札保証金を納付すべき者が当該入札保証金を納付しなかった場合又は納入通知書  
により納付した領収書を提示しなかった場合に、その者のした入札

エ 2人以上の入札者の代理をした者のした入札

オ 他の入札者の代理をした者のした入札

カ 同一の入札者が2通以上した入札

キ 入札書の金額を訂正した入札

ク 入札書の記載事項が不明な入札又は入札書に所定の記名若しくは押印のない入札

ケ 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があつた者のした入札

コ 入札に関し担当職員の指示に従わなかつた者のした入札

- サ 酒気を帯びて入場した者のした入札
  - シ 郵送による入札
  - ス 著しい反社会的活動を行う等、明らかに県有財産の契約相手方として相応しくないことが判明した者のした入札
  - セ 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反した入札
- (5) 入札者（又は代理人）は、入札書（別記様式第5号）に必要事項を記入し、記名押印して所定の入札箱に投入してください。
- (6) 一度提出した入札書は、事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

## 5 落札者の決定

- (1) 入札の終了後、入札者（又は代理人）の立会いのもと、直ちに開札を行います。ただし、入札者（又は代理人）が開札に立会わない場合には、当該入札事務に關係のない職員の立会いのもとで開札を行います。
- (2) 落札者は、県の予定価格（最低売却価格）以上の最高価格をもって有効な入札をした者とします。ただし、当該最高価格をもって有効な入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに、「くじ」によって落札者を決定します。  
なお、「くじ」を辞退することはできません。
- (3) 開札の結果、落札者があるときは落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立会った者に知らせます。

## 入札保証金の返還

- (1) 落札者の入札保証金は、契約を締結するまでの間、県でお預かりします。  
また、売買契約を締結する際に、契約保証金の一部として充当することができます。
- (2) 落札者以外の入札保証金については、入札日から約2週間後に、入札参加申込書に記載された口座に返還します。

## 6 売買契約の締結

- (1) 落札者は、令和8（2026）年3月10日（火）までに売買契約を締結していただきます。（参考様式：土地売買契約書（別記様式第6号）・売買契約書（別記様式第6号の2））
- (2) 落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上で県が指定する金額（入札保証金を契約保証金に充当する場合には、当該金額を控除した金額）を県が発行する納入通知書により売買契約締結までに納付していただきます。  
なお、この契約保証金については、その受け入れ期間に係る利子は付しません。
- (3) 契約締結時に契約保証金の領収書（原本）を持参してください。
- (4) 契約書の押印に使用できる印鑑は、次のとおりです。

・個人が契約者となる場合：認印で可

・法人が契約者となる場合：代表者印（印鑑登録されている印鑑）

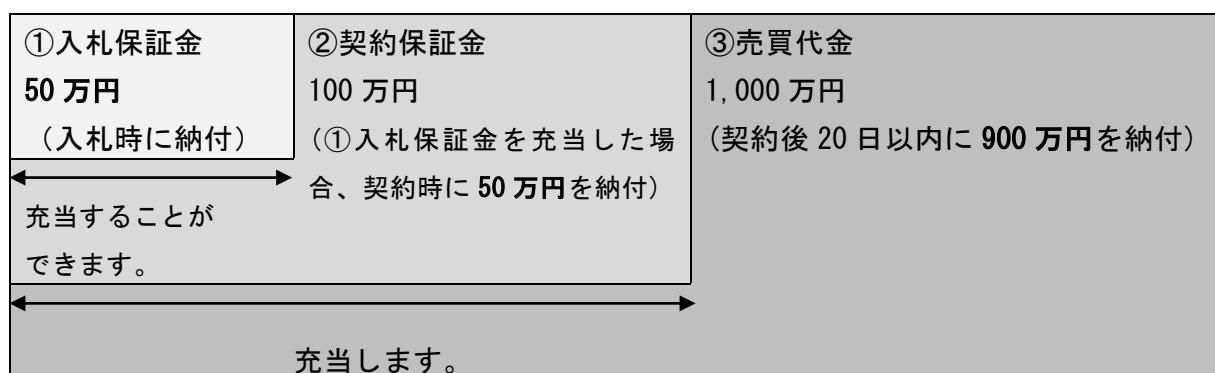
- (5) 落札者が期限までに契約を締結しない場合、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、県に帰属することになりますので、御注意ください。
- (6) 落札者は、この要領に記載の事項について、承諾の上、売買契約を締結するものとします。

## 7 売買代金の支払・所有権の移転

### 1 売買代金の支払

- (1) 売買代金から契約保証金を差し引いた金額については、県が作成した納入通知書により、その発行日（契約締結日）の翌日から 20 日以内に一括で納付してください。
- (2) 契約保証金は、納入通知書に記載された期限までに記載された金額を納付したときは、売買代金の一部に充当するものとします。
- (3) 落札者が納入通知書に記載された期限までに、記載された金額を納付しないときは、契約を解除し、契約保証金は県に帰属することになりますので御注意ください。

〔入札保証金 50 万円、契約金額（落札額）1,000 万円、契約保証金 100 万円の場合の例〕



### 2 所有権の移転

所有権は売買代金が完納されたときに移転するものとし、所有権が移転したときに現状のまま物件の引渡しがあったものとします。

引渡しを受けたときは、県有財産受領書（別記様式第 7 号）を提出してください。

## 8 所有権移転登記

所有権移転登記の嘱託（登記の申請）は、売買代金が完納されたことを確認した後、県で行います。

登記完了後に登記識別情報通知を交付しますので、交付を受けたときは受領書（別記様式第 7 号の 2）を提出してください。

## 9 入札に関する注意事項

- (1) 土地売買契約書または売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等その他契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担になります。
- (2) 入札結果（申込者数、落札金額、落札者（個人・法人の別））については、入札後2週間以内に県ホームページで公表します。なお、落札者が法人の場合は法人名を公表します。
- (3) この要領に定めのない事項については、すべて地方自治法、同法施行令、栃木県財務規則及び栃木県公有財産事務取扱規則の定めるところによって処理します。

## 10 物件に関する注意事項等

### (1) 物件の品質に関する注意事項

- ア 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書を御参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。物件調書と現状が異なる場合には、現状を優先します。
- イ 物件によっては、上下水道設備やガス設備等が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していない場合があります。これらの設備の品質は保証できません。これら敷設設備の補修・移設・改修・撤去等については、その費用負担も含め、県は対応しません。
- ウ 現状での引渡しのため、フェンス等の工作物や存置してある構造物の撤去・改築、草木の除草・伐採等が必要な場合は、落札者の負担で実施してください。
- エ 物件及び隣接地の擁壁・塀・樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。越境物の移設・撤去等については、その費用負担も含め、県は対応しません。
- オ 物件の敷地内に電柱や道路標識、ゴミ置き場等がある場合は、現状での引渡しとなるため、移設・撤去の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。
- カ 埋設物調査は実施していませんので、廃棄物（ガラ・碎石・切り株等）が存在する可能性があります。 埋設物が発見された場合の撤去等については、その費用負担も含め、県は対応しません。
- キ 物件調書に特段の記載のない限り、土壤汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は実施していません。売払い物件について土壤汚染やアスベスト等に関する調査を実施する場合については、その費用負担も含め、県は対応しません。
- ク 新たな建物を建築する場合等は、建築基準法、文化財保護法及び県又は市町の条例等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関に御確認ください。

ケ 物件によって、敷地内に建物や工作物等が存する状態での売却となります。経年劣化による破損等が見られる場合があります。現状での引渡しとなるため、これらの補修・移設・改修・撤去等については、その費用負担も含め、県は対応しません。

## (2) 売買契約に関する注意事項

- ア 現状での引渡しのため、公有財産の数量、種類又は品質等に関する不適合があつても、県はその責任を負いません。
- イ 落札者は、物件の引渡しの日から5年間、財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これに類する業の用に、また、物件の引渡しの日から10年間、財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所、同条第6号に規定する暴力団員の住居その他これらに類するものの用に使用することはできません。
- ウ 県は、上記イの履行状況を確認するため、隨時売買土地の使用状況等を実地調査し、又は報告を求める場合があります。
- エ 上記イに違反した場合及び上記ウの実地調査等を拒んだ場合には、契約を解除し違約金を請求する場合があります。